

ティビティの紹介等を行っている。

キ 被災地における学び・交流の場づくり（文部科学省）

文部科学省は、被災地においても学校・公民館などを活用して、被災した子供たちの放課後や週末などにおける安心安全な居場所づくりや学習・交流活動を支援しており、被災地の地域コミュニティの再生にも寄与している。

ク 道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進（警察庁、国土交通省）

国土交通省は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平18法91）（以下「バリアフリー法」という。）に基づき、施設など（旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物など）の新設などの際の「移動等円滑化基準」への適合義務、既存の施設などに対する適合努力義務を定めるとともに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、令和2（2020）年度末までの整備目標を定めている。平成29（2017）年度においては、バリアフリー法を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を進めるため、第196回国会において「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平30法32）（以下「改正バリアフリー法」という。）が成立した。加えて、改正バリアフリー法の施行に向けて、必要な政省令等を公布した（平成30年11月1日施行。ただし、一部の規定は平成31年4月1日施行。）。交通政策基本法（平25法92）に基づく交通政策基本計画（平成27年2月閣議決定）においても、バリアフリーをより一層身近なものにすることを目標の一つとして掲げており、これらを踏まえながらバリアフリー化の更なる推進を図っている。また、市町村が作成する移動等円滑化促進方針及び基本構想に基づき、移動円滑化促進地区及び重点整備地区において重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進しているとともに、バリアフリー化の促進に関する国民の理解を深め、協力を求める「心のバリアフリー」を推進するため、高齢者、障害者などの介助体験や疑似体験を行う「バリアフリー教室」などを開催しているほか、バリアフリー施策のスパイラルアップ（段階的・継続的な発展）を図っている。具体的なバリアフリー化における取組として、

- ・歩行空間については、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化等を推進している。また、令和元（2019）年度においては、新設又は改築を行う際に道路移動等円滑化基準に適合させなければならない特定道路の指定を拡大し、全国の主要鉄道駅周辺等の道路のユニバーサルデザイン化を推進する。
- ・全国の高速道路のサービスエリア及び国が整備した「道の駅」において、概ね3年以内に、24時間利用可能なベビーコーナーの設置、屋根付きの優先駐車スペースの確保等を完了させるなど、高速道路のサービスエリアや「道の駅」における子育て応援の取組を推進している。
- ・水辺空間については、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。
- ・都市公園については、子供から高齢者まで幅広く安全で快適に利用することができるよう、園路の段差解消や誰もが使いやすいトイレの整備などを行っている。
- ・窓口業務を行う官署が入居する官庁施設については、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に規定された整備水準の確保などにより、妊婦、乳幼児連れの人をはじめ全ての人が、安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設を目指した整備を推進している。
- ・建築物については、バリアフリー法に基づく認定特定建築物等のうち一定のものについては、ス

ロープ、エレベーターなどの整備に対する助成によりバリアフリー化の一層の促進を図っている。

- ・公共交通機関については、バリアフリー法に基づき公共交通事業者などに対して、旅客施設の新設・大規模な改良や車両などの新規導入の際に移動等円滑化基準に適合させることを義務付け、既存施設については同基準への適合努力義務を課しているとともに、その職員に対し、バリアフリー化を図るために必要な教育訓練を行うよう努力義務を定めている。さらに、鉄道駅など旅客ターミナル、旅客船のバリアフリー化やノンステップバス、リフト付きバス、福祉タクシーの導入などに対する支援措置を実施している。
- ・鉄道車両のベビーカー・車椅子優先スペースについて、「公共交通移動等円滑化基準」を改正し、4両編成以上には1列車2箇所以上に設置することを義務付けするとともに、「バリアフリー整備ガイドライン」を改訂し、通勤型列車においては、1車両1箇所以上に設置することを標準とした。さらに、鉄道駅などの旅客施設におけるエレベーターについて、利用の状況に応じた複数化・大型化を義務付けるとともに、妊産婦、ベビーカー使用者、高齢者、障害者等の「優先マーク」の掲出を標準とした。
- ・平成26（2014）年3月に定められたベビーカー利用に配慮する統一的な「ベビーカーマーク」（第4-8図）や「ベビーカー利用に当たってのお願い（呼び掛け）」により、「ベビーカーの安全な使用」や「ベビーカー利用への理解・配慮」を呼び掛けるチラシやポスターを作成し、普及・啓発を図るキャンペーン等を実施している。今後も、ベビーカー使用者や周囲の方に対して、理解・協力を呼び掛けていく。

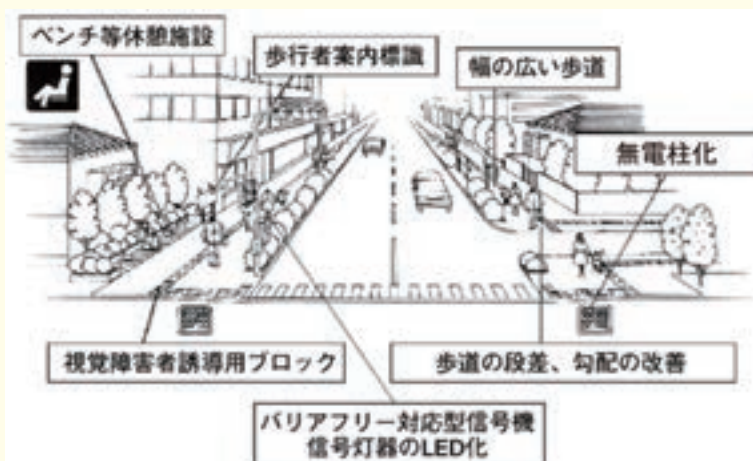
国土交通省と警察庁は、バリアフリー法における重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機などについては、令和2年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、歩行者感应信号機などの信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置などのバリアフリー化を実施することを目標としている（第4-9図）。

第4-8図 ベビーカーマーク



（出典）国土交通省資料

第4-9図 歩行空間のバリアフリー化



(出典) 警察庁資料

ケ 公園遊具の安全点検（国土交通省）

国土交通省は、遊具の安全確保を図り、安全で楽しい遊び場づくりを推進するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の周知徹底に取り組んでいる¹⁵。

4 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

(1) 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

近年、幼い子供が被害者となる犯罪が多発し、子供を取り巻く環境は厳しいものとなっている。また、自然災害の際には、児童福祉施設や幼稚園などの災害時要援護者関連施設では、子供が自然災害から身を守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動を取るために支援を要する。

このため、子供が犯罪や災害などの被害に遭いにくい環境を創出するために次のような取組を行っている。

ア 通学路やその周辺における子供の安全の確保のための支援（警察庁）

警察は、「登下校防犯プラン」（平成30（2018）年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）を受け、通学路や通学時間帯を考慮した警戒・パトロールの重点的な実施を図るとともに、スクールサポーターや防犯ボランティア等の関係団体と連携した見守り活動を推進している。また、子供が犯罪に遭った場合や、声掛けやつきまとい等により犯罪に遭うおそれがある場合に助けを求めることができる「子供110番の家」¹⁶（第4-10図）の活動に対する支援を行っている。

15 http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yyugu.html

16 「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki62/pdf/kodomo110-1.pdf>



(出典) 警察庁「子ども110番の家」地域で守る子どもの安全対応マニュアル

COLUMN
No.6

登下校時における子供の安全確保
～「登下校防犯プラン」～

平成30（2018）年5月、新潟市において下校途中の児童が殺害され未来ある尊い命が奪われるという痛ましい事件が発生した。

従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の現場において多岐にわたる取組が行われてきた。しかし、既存の防犯ボランティアが高齢化し、担い手が不足しつつあることに加えて、共働き家庭の増加に伴い保護者による見守りも困難になっている。また、放課後児童クラブ・放課後子供教室等で放課後を過ごす子供が増加するなど、下校・帰宅の在り方も多様化している。このため、従来の見守り活動に限界が生じ、「地域の目」が減少した結果、「見守りの空白地帯」が生まれている。

この「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除き、今回のような事件が二度と発生しないよう対策を強化することは、関係省庁が横断的に取り組むべき課題と考えられる。このため、政府においては、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、従来の取組を検証した上で、同年6月22日に「登下校防犯プラン」を取りまとめた。

「登下校防犯プラン」では、「地域における連携の強化」、「通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善」、「不審者情報等の共有及び迅速な対応」、「多様な担い手による見守りの活性化」、「子供の危険回避に関する対策の促進」の5つを柱として、施策を推進することとしている。

登下校時における子供の安全確保のため、同プランに掲げる各施策について、関係省庁が連携の上、各種取組を推進している。

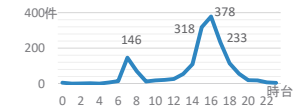
なお、関係省庁の施策や各地域の取組等の情報は、内閣府が設置した「登下校防犯ポータルサイト」に掲載されている。

登下校防犯プランの概要

登下校時における子供の安全の課題

- (1) 子供の被害は登下校、特に下校時(15~18時)に集中
犯罪件数が減少する中、ほぼ横ばいで推移
 - (2) ①既存の防犯ボランティアの高齢化、②共働き家庭の増加
→「地域の目」が減少、「見守りの空白地帯」が生じている
- ➡登下校時における総合的な防犯対策の強化が急務

子供(13歳未満)が被害となる身体犯の発生状況
(土日除く。道路上での事案に限る)(H27~29年累計)



2. 通学路の合同点検の徹底及び環境の整備・改善

- (1) 通学路の防犯の観点による緊急合同点検の実施、危険箇所に関する情報共有
- (2) 危険箇所の重点的な警戒・見守り
- (3) 防犯カメラの設置に関する支援、防犯まちづくりの推進

1. 地域における連携の強化

- (1) 登下校時における防犯対策に関する「地域の連携の場」の構築
- (2) 政府の「登下校防犯ポータルサイト」による取組の支援



3. 不審者情報等の共有及び迅速な対応

- (1) 警察・教育委員会・学校間の情報共有
- (2) 地域住民等による効果的な見守りや迅速な対応に資する情報の提供・発信
- (3) 放課後児童クラブ・放課後子供教室等の安全対策の推進

4. 多様な担い手による見守りの活性化

- (1) 多様な世代や事業者が日常活動の機会に気軽に実施できる「ながら見守り」等の推進
- (2) スクールガードの養成、防犯ボランティア団体の活動等の支援
- (3) 「子供110番の家・車」への支援等

5. 子供の危険回避に関する対策の促進

- (1) 防犯教育の充実
- (2) 集団登下校、ICタグ、スクールバス等を活用した登下校の安全確保の推進

(出典) 内閣官房資料



内閣府ホームページ > 内閣府の取組 > 社会安全対策 > 子供・若者の安全確保 > 登下校防犯ポータルサイト

登下校防犯ポータルサイト



子供の安全確保は、安全安心な社会の要です。
従来、登下校時における子供の安全を確保するための対策については、地域の子供は地域で守るという観点から、地域の関係において多岐にわたる取組がなされてきました。
しかし、定年の見守り要員に依存し、「地域の目」が減少した結果、学校から距離のある自宅まで徒歩で子供が1人で歩く「1人区間」等において、「見守りの空白地帯」が生じています。この「見守りの空白地帯」における子供の危険を取り除くため、登下校時における総合的な防犯対策を強化することが急務であると考えます。
政府は、登下校時における子供の安全確保について、関係者が積極的に取り組むべき課題であるという認識のもと、平成30年6月22日、「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」を開催し、「登下校防犯プラン」として対策を取りまとめました。
内閣府は、「登下校防犯ポータルサイト」を開設し、登下校における防犯対策に関し、関係者の連携や地域の取組等の情報を集約・発信することにより地域の連携を支援します。

(出典) 内閣府「登下校防犯ポータルサイト」(<https://www8.cao.go.jp/youth/bouhan/index.html>)

イ 道路、公園等の公共施設や共同住宅における防犯施設の整備等の推進 (警察庁、国土交通省)

警察庁は、「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、防犯に配慮した公共施設などの整備・管理の一層の推進を図っている。

警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」は、侵入までに5分以上の時間を要するなどの一定の防犯性能を有する「防犯建物部品」の開発とその普及に努めている。また、警察庁と国土交通省の協力の下、住

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

宅・防犯設備関連団体が「防犯優良マンション標準認定基準」を作成し、周知を図るなど、防犯に配慮した共同住宅の整備を推進している。

国土交通省は、住宅性能表示制度において、開口部の侵入防止対策を「防犯に関すること」として性能表示事項とし、防犯に配慮した住宅の普及を進めている。

ウ 児童福祉施設や幼稚園などにおける災害対応の推進（国土交通省）

国土交通省は、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全するため、第4次社会資本整備重点計画に基づき土砂災害から人命を守る施設の整備を重点的に実施している。あわせて、災害時における子供等要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平12法57）に基づき、土砂災害警戒区域等に関する基礎調査結果の公表及び区域指定により危険な区域を明示し、市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等に対して避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることにより警戒避難体制の充実・強化を図る等、ハード・ソフト一体となった対策を推進している。

(2) 安心して外出や外遊びができる環境の整備

ア 通学路の交通安全対策（警察庁、文部科学省、国土交通省）

文部科学省、国土交通省、警察庁は、平成24（2012）年度に実施した通学路の緊急合同点検の結果を踏まえ、学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して実施する通学路の交通安全対策を支援するとともに、各地域における定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実などの継続的な取組を支援するなど、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進している。

警察は、道路交通の実態などに応じ、学校、教育委員会、道路管理者などの関係機関と連携し、信号機や横断歩道の整備などの対策を推進している。

文部科学省は、特に対策が必要な市町村に対し、通学路安全対策アドバイザーを派遣し、専門的な見地からの必要な指導・助言の下、学校、教育委員会、関係機関の連携による通学路の合同点検や安全対策の検討を行うほか、通学路安全対策アドバイザーの協力の下に行われる交通安全教育を支援している。

国土交通省は、学校、教育委員会、警察などの関係機関と連携し、歩道の整備、防護柵の設置、路肩のカラー舗装化などの対策を推進している。

イ 子供の不慮の事故防止（消費者庁）

消費者庁は、「不慮の事故」が子供の死因の上位を占めている現状を踏まえ、「子どもを事故から守る！プロジェクト」¹⁷を推進し、子供の事故防止に取り組んでいる。平成28（2016）年6月には、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」（9府省庁）を設置¹⁸し、平成29（2017）年5月に、関係府省庁連絡会議を実施主体として、「子どもの事故防止週間」を新たに定め、関係府省庁が連携して、集中的な広報活動を実施した。

また、保護者等に向けた注意喚起を行うとともに、事故予防の豆知識などをメールマガジンやツイッターで発信している。そのほか、各地の子供関連イベントに積極的に参加するなど、子供の事故防止に関する啓発活動を行っている。

ウ 生活道路における交通安全対策の推進（警察庁、国土交通省）

警察庁と国土交通省は、生活道路における子供などの安全な通行を確保するため、空間そのものを安全にするという視点に立って、区域（ゾーン）の設定による最高速度30km/hの区域規制、路側

¹⁷ https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/

¹⁸ 平成30年度には海上保安庁が加わり、10府省庁で組織されている。（消費者庁、内閣府、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁）

帯の設置・拡幅、物理的デバイスの設置などの車両の速度抑制方策を効果的に組み合わせ、市街地や住宅地における人優先エリアの形成を図っている。

エ 自転車利用環境の整備（警察庁、国土交通省）

国土交通省と警察庁は、車道通行を基本とした安全な自転車通行空間を早期に確保するため、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月一部改定）の周知を図っている。また、「自転車活用推進計画」（平成30年6月閣議決定）に基づき、自転車の交通ルール遵守の効果的な啓発や、歩行者・自転車・自動車の適切な分離など、安全で快適な自転車利用環境の創出に向けた取組を推進している。

第2節 子育て支援等の充実

1 子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組

(1) 少子化対策の総合的な推進（内閣府）

政府では、「少子化社会対策基本法」（平15法133）第7条に基づく大綱等に基づき、子育て支援施策の一層の充実や結婚・出産の希望が実現できる環境の整備など総合的な少子化対策を推進している。また、平成24（2012）年8月に公布された子ども・子育て関連3法¹⁹に基づく子ども・子育て支援新制度²⁰について、子ども・子育て会議での具体的な検討を進め、平成27（2015）年4月に施行された。新しい制度では、「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本的な認識の下に、

- ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」と小規模保育などへの給付（「地域型保育給付」）の創設
- ・認定こども園制度の改善
- ・地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進している。

(2) 保育の充実（内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしている。「待機児童解消加速化プラン」に基づく、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度末までの5年間の保育の受け皿拡大の実績は約53.5万人となり、政府目標である50万人を達成した。

平成30（2018）年4月1日時点の待機児童数は19,895人で、前年度と比較して約6,000人の減少となり、10年ぶりに2万人を下回る結果となった。

平成28（2016）年通常国会においては、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、事業所内保育業務を目的とする施設の設置者に対する助成及び援助を行う事業（以下「企業主導型保育事業」という。）等を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げる等の「子ども・子育て支援法」（平24法65）の改正を行った。平成28年4月から開始したこの企業主導型保育事業により、平成30年度末までに9万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っている。

一方、依然として、約2万人の待機児童が存在しており、現在、政府においては、平成29年6月に公表した「子育て安心プラン」に基づき、令和2（2020）年度末までに待機児童の解消を図るとともに、女性（25歳から44歳）の就業率80%に対応できるよう、32万人分の保育の受け皿を整備するこ

19 「子ども・子育て支援法」（平24法65）、「就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平24法66）、「子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平24法67）

20 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>